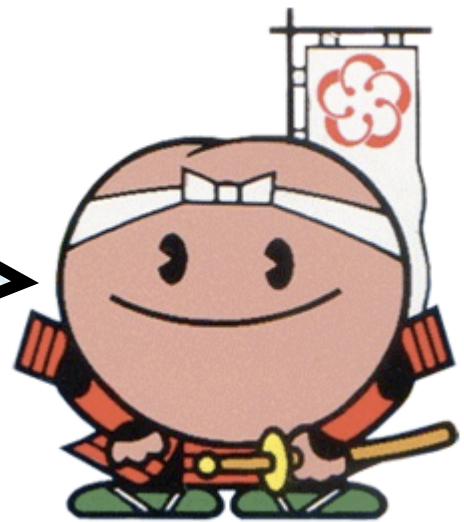


令和6年度 小田原市

保育所等利用の手引き

この手引きは、申込みだけ
じゃなく、入所後も必要に
なるため、大切に保管して
ほしいでござる！！



小田原市観光 PR キャラクター『梅丸（うめまる）』

もくじ

- 【はじめに】(P.2~5)
- 1. [保育所等を利用するにあたって](#)・・・ P.2
 - ① [「保育所等」の申込みについて](#)・・・ P.2
 - ② [保育所等の見学について](#)・・・ P.2
 - ③ [入所可能年齢について](#)・・・ P.2~3
 - ④ [保育を必要とする事由について](#)・・・ P.3
 - ⑤ [「保育の必要性」及び「保育時間」の認定について](#)・・・ P.4
- 2. [保育所等の利用までの流れ](#)・・・ P.5
 - 【[申込受付の概要](#)】(P.6~16)
- 3. [申込受付について](#)・・・ P.6
 - ① [申込受付の日程](#)・・・ P.6
 - ② [申込みにあたっての注意事項](#)・・・ P.6
- 4. [必要な提出書類について](#)・・・ P.7~8
- 5. [申込後の選考と結果について](#)・・・ P.9
- 6. [市外からの申込み・市外の保育所等への申込みについて](#)・・・ P.10
- 7. [転園の申込みについて](#)・・・ P.10
- 8. [申込み後の変更事項について](#)・・・ P.11
- 9. [保育コンシェルジュ相談について](#)・・・ P.11
- 10. [申込書の記載例](#)・・・ P.12~14
- 11. [個人番号（マイナンバー）の記入と本人確認について](#)・・・ P.15
- 12. [入所申込に関するよくあるご質問（Q&A）について](#)・・・ P.16
 - 【[入所後とその他保育サービスについて](#)】(P.17~22)
- 13. [保育所等の入所後について](#)・・・ P.17
- 14. [利用者負担金（保育料）について](#)・・・ P.18~19
- 15. [その他の保育サービスについて](#)・・・ P.20
- 16. [幼児教育・保育の無償化について](#)・・・ P.21~22
- 17. [市民税額の見方について](#)・・・ P.23
 - ※『[令和6年度3号認定月額利用者負担](#)』 P.24~25
 - ※『[小田原市内保育所等一覧表](#)』 P.26~27
 - [問い合わせ先（郵送先）](#) P.28

【はじめに】

1. 保育所等を利用するにあたって

① 「保育所等」の申込みについて

小田原市では、保育所、認定こども園（保育部）、小規模保育事業の三種類の認可保育施設（以下「保育所等」）があり、いずれも保護者が就労や病気などの理由により家庭でお子様を保育できないときに、保護者の方に代わって一定時間の保育を行う「お子様のため」の施設です。この申込書は、保育所等の利用のための申込書です。幼稚園や認定こども園（幼稚部）の利用申込みはできませんのでご注意ください。（小田原市内の保育所等の施設一覧については、P26～27「小田原市内保育所等一覧表」をご覧ください。）

保育所等の利用を希望する方は、保育の必要性についての認定を受ける必要がありますが、小田原市では保育所等利用の申込手続きと認定申請を兼ねていますので、事前に認定の手続きをする必要はありません。

② 保育所等の見学について

各施設では、施設ごとに特色のある保育を行っております。保育所等の利用申込みにあたっては、事前に希望される保育所等の見学をお願いします。

保育所等によっては、指定日を設けて見学会を行うなど、各施設で対応方法が異なります。

また、新型コロナウイルス感染症対応の為、人数を制限していることもありますので、必ず事前に希望の保育所等に連絡してから見学に行ってください。

※ 施設側も保育所等の運営を行いながら「保育所等見学」に対応しておりますので、園の行事（運動会や発表会など）の日程により、ご希望の日時に見学が受けられない場合があります。

【保育所等見学のポイント】

- ✓ 事前に通園可能な保育所等かを確認しましょう。
- ✓ 保育の方針やイベント等、施設の設備や雰囲気などお子様にあった環境かどうか確認しましょう。
- ✓ 保育所等によって開設時間が異なるため、事前に確認しましょう。
- ✓ 保育所等によっては、教材費や制服代等、別途料金が発生する場合もあるため、事前に確認しましょう。
- ✓ お子様の体調面（アレルギー等）、園生活で不安に感じる点についても事前に相談しましょう。
- ✓ ならし保育の期間は、お子様の状況や保育所等によって異なるため、事前に確認しましょう。

③ 入所可能年齢について

保育年齢は、基本的に産休明け（産後8週間後）となる0歳児から5歳児（小学校就学前）となります。ただし、保育開始年齢は保育所等によっても異なりますので、利用を希望する月に保育可能な年齢であるかどうか必ず確認してからお申込みください。（保育開始年齢の詳細はP.26～27「小田原市内保育所等一覧表」をご覧ください。）

また、保育所等によっては、下記のとおり、クラス修了時期や卒園時期が異なります。

【保育所】

保育所のうち、「小田原乳児園」は1歳児クラス修了までとなります。

保育所のうち、「分園」は次の表のクラス修了までの利用となり、修了後はそれぞれの本園に通うようになります。

城前寺保育園そが分園	1～3歳児クラスまで	⇒	城前寺保育園（本園）
西大友保育園分園みらい	0～1歳児クラスまで	⇒	西大友保育園（本園）
南鴨宮あいじ園駅前分園	0～2歳児クラスまで	⇒	南鴨宮あいじ園（本園）

（注意）各分園クラス修了後、本園以外の他園を希望する場合は、改めて申込み（新規申込）が必要となります。

小規模保育事業

小規模保育事業については、すべての施設が2歳児クラス修了までの利用期間となります。

なお、2歳児クラス修了後は、3歳児クラスから施設ごとに設定されている連携施設に引き続き通うことができます。

ただし、連携施設が複数あって、それぞれの受入枠を超える希望がある場合には、改めて入所選考を行い、入園先を決定します。

小規模保育事業	連携先施設一覧
矢作愛児園	さくら保育園
育みの家カンガルー栄町第1	小田原愛児園、新玉幼稚園
アミッチ保育園	下府中保育園
たんぽぽの家	たんぽぽ保育園、こひつじ学園
保育所モナミ桑原園	豊川保育園
ぎんがむら保育園しろやま	みゆき愛児園、中島保育園、荻窪保育園
サンライズキッズ保育園小田原園	桜井保育園、報徳保育園、富水保育園、保育園大地
保育所モナミ蓮正寺園	保育園大地、友愛幼稚園
おだわら・もあな保育園	下曾我保育園、国府津保育園、石塚保育園、桃重保育園
育みの家カンガルー久野第2	久野保育園
豊川すずらん保育園	豊川保育園
ぎんがむら保育園オダワラソダチ	久野保育園、御濠端幼稚園
エンジェルキッズ鴨宮園	さくら保育園、お花畑保育園

(注意)

- 連携先が複数設定されている小規模保育事業については、11月以降に2歳児クラスに入所された場合、連携施設への入所は保障されません。
- 連携施設以外の他園を希望する場合は、改めて申込み(新規申込)が必要になります。

④ 保育を必要とする事由について

お子様の保護者が次の事由(①~⑦)のどれかに該当し、保育ができない状態にある場合に限り、保育所等を利用することができます。

事由が発生している期間のみ保育所等をご利用できます。事由ごとの利用期間が切れた場合は、他の事由が新たに発生しない限り保育所等を利用することができませんので、年度の途中であっても退所していただくことになります。申込みにあたって必要な提出書類は事由ごとに異なります。詳しくは、P.7~8「4. 必要な提出書類について」とあわせてご確認ください。

保育要件	条件	利用期間
① 就労	就労(内定含む)している場合(一月15日以上かつ60時間以上の就労が最低基準)	就労している期間(兄弟姉妹で申請中にいずれかが利用決定で就労開始が必須)
② 出産	妊娠中や出産後間もない場合(産後、育児休業を取得する場合も継続して保育所等の利用可)	出産(予定)日を基準として産前産後8週の属する月の期間
③ 疾病やけが	病気やけが、心身に障がいがあり、家庭で保育ができない場合	医師が発行する診断書に記載される治療等を要する期間や障がいによる手帳等の有効期間
④ 病人の看護等	親族の方を常に看護及び介護することが必要であり、保育ができない場合	看護等を必要とされる対象者の医師が発行する診断書に記載される看護等を要する期間や障がいによる手帳等の有効期間
⑤ 就学	一月60時間以上の就学をしている場合(職業訓練校含む)	就学している期間
⑥ 求職活動	求職活動をしている場合	入所開始月から3か月間(保育短時間のみ)
⑦ 災害やその他	地震、火災などの災害復旧にあたっている場合やその他の状況に応じて判断	

⑤ 「保育の必要性」及び「保育時間」の認定について

(1) 「保育の必要性」について

保育所等の利用にあたり、「子どものための教育・保育給付」の認定を受けることになります。
認定の区分は、年齢や利用希望の施設によって3つに分かれます。

認定区分	対 象	主な利用施設
1号認定	お子様が満3歳以上で、幼稚園等での教育を希望する場合	幼稚園・認定こども園(幼稚部)
2号認定	お子様が満3歳以上で、「保育を必要とする事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合	保育所・認定こども園(保育部)
3号認定	お子様が満3歳未満で、「保育を必要とする事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合	保育所・認定こども園(保育部) 小規模保育事業等

※ 「1号認定」に該当する方は、幼稚園や認定こども園(幼稚部)に直接申込みとなります。

※ 年度途中でお子様が満3歳を迎える場合、3号認定から2号認定に変更となりますが、満3歳を迎えた年度については、認定区分変更に伴う利用者負担額の変更はありません。認定変更の通知は、市から届きます。

★認定証は、選考結果にかかわらず、お申込みいただいた方全員に発行されます。

【重要】施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定について

子ども・子育て支援法第20条第6項の規定により、当該申請のあった日から30日以内に認定の申請に対する処分を行わなければならないこととされておりますが、令和6年4月利用1次申込申請にかかる支給認定については、新規利用申込に係る事務処理に時間を要することから、同条第6項ただし書きに基づき、これを延期し、保育所等の利用調整結果とともにお知らせいたしますので、ご承知おきください。

(2) 「保育時間」について

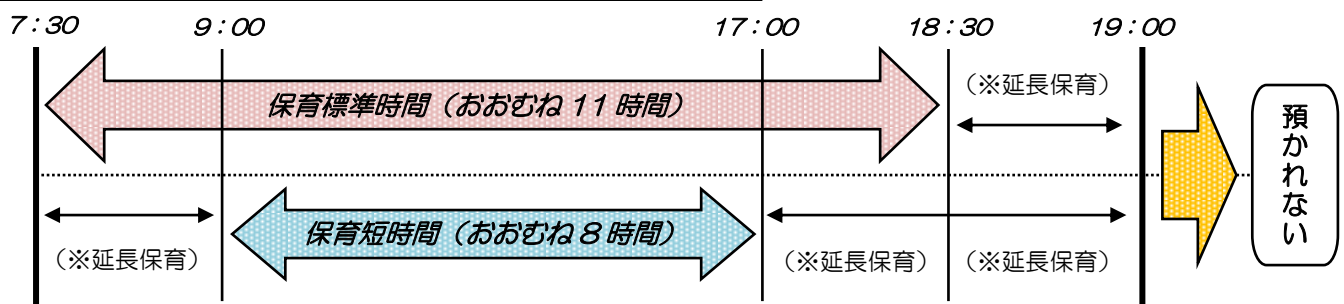
保育所等の開所時間(保育所等が開いている時間)は基本的に11時間です。利用可能時間は、各保育所等の開所時間の範囲内での利用となります。その中で「保育を必要とする事由」から、保育時間が保育の必要量によって「保育標準時間(おおむね11時間)」と「保育短時間(おおむね8時間)」のいずれかに区分され、保育所等を利用できる時間や利用者負担金(保育料)が決められます。

ただし、勤務形態や通勤時間等により8時間の範囲に収まらず、恒常的に延長保育料が発生してしまう場合など、認定変更申請により保育標準時間へ変更できる場合があります。

保育を必要とする事由	必要量の区分	保育を必要とする事由	必要量の区分
就労【フルタイム】	保育標準時間	病人の看護等	保育標準時間
就労【パートタイム】	保育短時間	災害の復旧	保育標準時間
出産	保育標準時間	求職活動	保育短時間
病気・けが・障がい	保育標準時間	就学	就労に準じて判断

※保育標準時間に該当する方が保育短時間での利用を希望することはできませんが、保育短時間に該当する方が保育標準時間での利用を希望することはできません。

保育時間の利用例(開所時間7:30~19:00の場合)



※ 延長保育については、別途料金がかかります。また、実施状況や料金も保育所等によって異なります。

※ 実際に保育所等を利用する場合は、好きな時間に登園してよいわけではなく、園で定めた時間までに登園する必要がありますのでご注意ください。

2. 保育所等の利用までの流れ

～～ フローチャート ～～

保育要件の確認・希望施設の選定

- 保育の要件については、P.3「**④保育を必要とする事由**」をご覧ください。
- 保育開始年齢は保育所等によって異なります。詳細は、P.2～3「**③入所可能年齢について**」、P.26～27「**小田原市内保育所等一覧表**」をご確認ください。



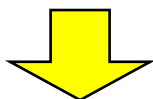
希望する保育所等の見学

- 各施設で特色のある保育を行っております。事前に必ず希望される保育所等の見学をお願いします。詳細はP.2「**②保育所等の見学について**」をご覧ください。



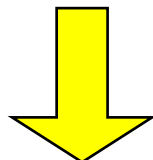
保育所等利用の申込手続き

- 令和6年度の申込受付期間内に申込書をご提出ください。
※ 申込・提出方法や受付期間については、P.6「**3. 申込受付について①**」をご覧ください。
※ 書き方については、P.12～14「**10.申込書の記載例**」をご覧ください。



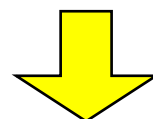
保育の必要性の認定

- 保育所等の利用にあたり、「子どものための教育・保育給付」の認定を受けることになります。認定証は、選考結果にかかわらず、申込者すべてに発行されます。詳細は、P.4「**⑤「保育の必要性」及び「保育時間」の認定について**」をご覧ください。



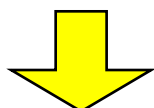
利用の選考

- 保育所等利用申込者の「保育を必要とする事由」を指数化し、その指数の高い順に希望保育所等の受け入れできる児童数を基に、公平に判定します。詳細は、P.9「**①利用の選考**」をご覧ください。



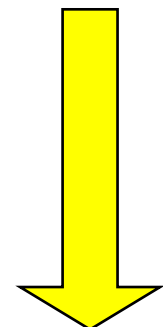
選考の結果・通知

- 選考の結果、保育所等の受入枠が確保できた場合は「内定通知」、受入枠が確保できなかった場合には「不可通知」を郵送にて通知します。詳細は、P.9「**②選考の結果・通知**」をご覧ください。



利用の不可

- 不可の場合、申込みを取り上げるまでは選考の対象となります。P.9「**②選考の結果・通知**」をご覧ください。



利用の決定（面談）

- 内定のあった保育所等との連絡・面談後、正式に保育所等の利用が決定します。また、決定した方については、郵送にて「保育の実施決定通知書」を送付します。詳細は、P.9「**③利用の決定**」をご覧ください。

【申込受付の概要】

3. 申込受付について

① 申込受付の日程（※市外からの申込み・市外保育所等への申込みの場合は P.10 をご覧ください。）

【令和6年度申込受付期間】

募集内容	申込受付期間（※土・日・祝日休日は除く。）	受付方法・場所・時間
<1次募集> 令和6年4月 利用分	令和5年10月16日（月）～11月2日（木） ※郵送の場合、 11月2日（木）必着 ※ただし、申込みに係る不足書類のみ 11月10日（金） まで受付	<受付方法> 窓口または郵送
<2次募集> 令和6年4月 利用分	令和5年11月6日（月）～令和6年1月19日（金） ※郵送の場合、 1月19日（金）必着 ※ただし、申込みに係る不足書類のみ 1月26日（金） まで受付	<受付場所> 小田原市役所本庁舎 5階 保育課 ※郵送先は P.28 を参照
令和6年5月～ 令和7年3月 利用分	利用を希望する月の前月10日まで ※郵送の場合、 10日必着 （10日が休みの場合は前開庁日）	<受付時間> 8時30分～17時

② 申込みにあたっての注意事項

1. 郵送受付については、書留郵便等の配達記録が残る方法のみとなります。
 郵送の場合、マイナンバーの提出はできません。P.7～8「4. 必要な提出書類について」をご確認ください。また、提出期限についても「必着」となりますので、お早めにお申し込みください。
2. 「申込みに係る不足書類」とは、<1次募集>及び<2次募集>それぞれの受付期間内に申し込まれた保育要件の要件確認書類（就労証明書等）及び「保育所等利用申込にかかる誓約書」に不足があった場合の書類のことです。希望園の追加や変更などはできません。
3. 保育所等の利用は、月単位（毎月1日付け）での利用となります。月の途中からの利用はできません。
4. 出生前のお子様の申込みも可能です。この場合、申込書の児童氏名・生年月日・性別を空欄にし、母子健康手帳の写し（出産予定日が分かるページとお母様の名前が記載されているページ）を添付してください。（出生後は速やかに保育課へご連絡ください。）
5. 入所の内定を辞退する場合には、内定先の保育所等と保育課の両方に連絡していただくとともに、保育課に内定を辞退する旨の届出「保育所等入所内定（決定）辞退届」をご提出ください。辞退後も申込みを続ける場合には、利用選考の際に、選考指数から減点されることとなりますのでご承知おきください。
6. 保育所等の利用の申込みを取り下げる場合には、「保育所入所申込取り下げ書」をご提出ください。
7. 申込みの有効期間は、令和7年3月利用分までです。
 令和7年4月以降の入所についても希望する場合には、申込みが改めて必要となります。（例年10月中旬頃）また、令和6年4月2次の利用選考の結果、入所ができなかった場合、5月以降の利用選考の継続について意向調査があります。引き続き利用選考を希望する方は、調査時に送付する希望票の提出が必要です。希望票の提出がない場合、5月以降の利用希望がないものとされますのでご注意ください。
8. 申込みの内容（就労状況や育児休業の期間など）に虚偽があった場合には、入所の内定があった場合でも取り消しとなります。また、すでに入園しているお子様についても退園していただくこととなりますので、ご承知おきください。

4. 必要な提出書類について

保育所等の利用申込みにあたっては、次の書類が必要となります。

家庭の状況や世帯構成、保育要件によって必要な書類が異なりますので、漏れのないようご注意ください。申込書類は、市ホームページからもダウンロードすることができます。

～兄弟姉妹で申し込む場合～

お子様ごとに申込書が必要になります。保育所の受入の状況によっては、同じ保育所等に入所できない場合もあります。申込書に兄弟姉妹の利用の優先順位について、「同じ月に同じ施設を希望」「別々の施設でもよい」「年齢が上の子を優先」など、希望を記入する欄がありますのでご検討ください。

1. 保育所等利用申込書

P.12～14「10. 申込書の記載例」を参考に、太枠の中を記入漏れのないように記入してください。

2. 保育所等利用申込にかかる誓約書

申込みにあたって、重要な事項を記載しておりますので、確認していただき、ご署名のうえ、申込書と一緒にご提出ください。提出がない場合は書類不備の扱いとなります。

3. 保育所等利用児童健康状態調査票

お子様の病気履歴や生活状況、アレルギー等について事前に調査させていただき、保育所等での面接時に活用させていただきます。※出産前に入所申込する場合は、出産後1か月以内にご提出ください。

4. 「保育を必要とする事由」を証明する書類

保育を必要とする事由に応じて、それぞれの保護者の状況を証明する書類をご提出ください。申込期限までに提出書類が未提出の場合、選考において不利になることがありますので、ご注意ください。

保育を必要とする事由	提出が必要な書類	注 意 事 項
① 就労	<p>(自営業または事業主が親族ではない場合)</p> <p>◆ 就労証明書(令和6年度様式)</p>	<p>▶ 就労証明書は、指定様式以外の様式(旧様式含む)は原則受付できません。</p> <p>▶ 就労証明書は、訂正がある場合も含め、必ず事業主(担当者)に記入してもらってください。なお、訂正印等は不要です。</p> <p>▶ 就労証明書の不備や、自営を証明する書類及び自営の継続性を証明する書類の提出がない場合は、書類不備扱いとなります。</p> <p>▶ 「1か月の平均就労日数が15日以上かつ合計就労時間が60時間以上」を満たしていない場合、就労の事由とはなりません。</p>
	<p>(自営業または事業主が親族である場合)</p> <p>◆ 就労証明書(令和6年度様式)</p> <p>+</p> <p>◆ 自営を証明する書類 (開業届、営業許可証、法人設立届など)</p> <p>+</p> <p>◆ 自営の継続性を証明する書類 (直近の源泉徴収票、確定申告書、業務委託契約書、売上票など)</p>	
	<p>(育児休業から復職する場合) ※重要事項あり</p> <p>入所月の翌月14日まで(休日にあたる場合は前営業日まで)に復職する必要があります。このため、利用申込みが可能な月は以下の例のとおりとなります。</p> <p>(例1) 5月14日復職 ⇒ 4月1日からの利用申込みが可能</p> <p>(例2) 5月15日復職 ⇒ 5月1日からの利用申込みが可能</p> <p>※ 育児休業期間中に復職を早めて利用を希望する場合には、就労証明書にその旨を記入してもらう必要があります。</p> <p>※ 育児休業から復職することを条件として保育所等の利用が決定された場合、復職後2週間以内に「復職を証明する書類」の提出が必要になります。(証明日は入所月以降に限る)書類の提出がない場合は、入所月の翌月末で退園となりますのでご注意ください。</p>	
② 出産	<p>◆ 母子手帳の写し</p>	<p>▶ 保護者の氏名が記載されたページと、出産予定日(分娩予定日)が記載されたページの写しを提出してください。なお、期間は産前産後8週の属する月の期間です。</p> <p>▶ 出産の事由期間後も申込みを続ける場合は他の事由が確認できる書類の提出が必要です。</p> <p>▶ 出産事由で入所していて、引き続き育児休業を取得する場合には、育児休業期間が記載された就労証明書の提出が必要です。</p>

③ 疾病やけが	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 診断書 ◆ <u>障がいによる手帳等</u> 	診断書には、「〇〇の疾病のため、家庭での保育が困難である」旨の記載と、「治療期間」を記入してもらってください。対象者が障害者手帳及び療育手帳をお持ちの方は診断書の提出は不要です。
④ 病人の看護等	<p>(看護等を必要とする方について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 診断書 <li style="text-align: center;">+ ◆ <u>障がいによる手帳等</u> ◆ <u>介護保険被保険者証等</u> 	診断書には、「看護等が必要なため、家庭での保育が困難である」旨の記載と、「治療期間」などを記入してもらってください。 なお、対象者が障害者手帳及び療育手帳や介護保険被保険者証などをお持ちの場合でも診断書の提出は必要となります。
⑤ 就学	<ul style="list-style-type: none"> ◆ <u>在学証明証や学生証</u> <li style="text-align: center;">+ ◆ <u>就学時間の分かる書類</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 在学証明証は、各学校の様式で提出してください。 ▶ カリキュラムやシラバスのような就学時間（時間割）の分かる書類を提出してください。
⑥ 求職活動	なし	<p>期間内に就労を開始した場合は、就労証明書を提出してください。就労証明書の発行に時間がかかる場合がありますので、就労が決定次第、速やかに就労先へ就労証明書の発行を依頼してください。</p> <p>なお、求職活動を事由に利用できる保育時間は保育短時間のみとなるため、就労の開始等により保育時間を保育標準時間に変更する場合には、別途届出が必要となります。</p>
⑦ 災害やその他	◆ <u>り災証明書</u> 等	保育を必要とする事由の状況に応じて判断しますので、該当する場合は、小田原市保育課までお問い合わせください。

5. 利用者負担金（保育料）算定及び副食費徴収対象判定の基礎となる書類（市外に住民票がある（あった）方）

令和5年1月2日以降に小田原市へ転入してきた方、また、単身赴任により小田原市外に住民票がある方は、マイナンバーの提供、または、保育料の算定・副食費徴収対象の判定を行うための資料の提出が必要です。現在同居している祖父母についても、同様の場合は提出が必要です。

※ 住民税未申告の方は、マイナンバーをご提供いただいても算定できないため、必ず住民票のある（あった）居住地で税の申告を行ってください。

※ 郵送の場合は下記の書類を同封、または、後日マイナンバー確認書類（P.15「1.1. 個人番号（マイナンバー）の記入と本人確認について」参照）を窓口を持参してください。

対象者	提出書類	備考
令和5年1月1日時点で小田原市外に住民登録があった方	令和5年度住民税課税（非課税）証明書	<ul style="list-style-type: none"> ●令和5年1月1日に居住していた市区町村で発行を受けてください。なお、収入が無かった方も「非課税証明書」の提出が必要です。 ※4月分から8月分までの保育料の算定または副食費徴収対象の判定を行うために必要となります。
外国にいた方		令和4年1月～12月の1年間の収入の分かる書類
令和6年1月1日時点で小田原市外に住民登録があった方	令和6年度住民税課税（非課税）証明書	<ul style="list-style-type: none"> ●令和6年1月1日に居住していた市区町村で発行を受けてください。なお、収入が無かった方も「非課税証明書」の提出が必要です。 ※9月分からの保育料の算定または副食費徴収対象の判定を行うために必要となります。 ※「令和6年度住民税課税（非課税）証明書」は、令和6年6月以降でないとい発行できませんので、それ以前に申込みをされる方はその時点では提出の必要はありません。
外国にいた方		令和5年1月～12月の1年間の収入の分かる書類

※ 外国にいた方については、住民税の税額情報が確認できないため、マイナンバーのご提供をいただいた方でも収入のわかる書類の提出が必要となります。

5. 申込後の選考と結果について

① 利用の選考

保育所等利用申込者の「保育を必要とする事由」を指数化し、その指数の高い方から順に希望の保育所等の受入れできる児童数を基に、利用する保育所等を公平に選考判定します。

※ 「令和6年度保育所等利用判定基準表」は、小田原市ホームページの保育所等利用申込みに関するページに掲載予定です。

② 選考の結果・通知

保育所等の受入枠が確保できた児童に対して「内定通知」を、受入枠を確保できなかった方には「不可通知」を書類選考結果として郵送にて通知します。「内定」となった場合は、速やかに内定先施設に連絡をとっていただき、面接を行ってください。

なお、書類選考結果が「不可」だった場合には、4月の2次選考結果を除いて、申込みの取り下げがない限り、次回も選考の対象となります。申込みを取り下げる場合は、別途「保育所入所申込取り下げ書」をご提出ください。

※ 4月の2次選考結果が「不可」の場合は、その後の申込継続にあたり意向調査を行います。詳しくはP.6「②申込みにあたっての注意事項」をご確認ください。

書類選考結果通知の発送予定

- ・令和6年4月利用 1次判定・・・・・・・・・・令和5年12月下旬頃
- ・令和6年4月利用 2次判定・・・・・・・・・・令和6年2月下旬頃
- ・令和6年5月～令和7年3月利用分・・・・利用希望月の前月20日頃

③ 利用の決定

保育所等との面接の結果、集団保育への参加に問題がないと確認できた場合、正式に保育所等の利用が決定します。保育所等の利用が決定した方については、小田原市から「保育の実施決定通知書」を郵送にてお送りします。認定こども園（保育部）、小規模保育事業の利用が決定した方については、施設との直接契約となります。（詳細は園との面接時にご確認ください。）

決定通知の発送予定（認定こども園（保育部）、小規模保育事業を除く）

- ・令和6年4月利用 1次判定・・・・・・・・・・令和6年1月下旬頃
- ・令和6年4月利用 2次判定・・・・・・・・・・令和6年3月中旬頃
- ・令和6年5月～令和7年3月利用分・・・・利用希望月の前月末

～毎月の選考結果にかかる集計表の公表について～

毎月の保育所等の選考結果については、集計表を作成し、市役所本庁舎5階保育課窓口に掲示しているほか、小田原市ホームページにおいても公表しております。

6. 市外からの申込み・市外の保育所等への申込みについて

●小田原市内にお住まいの方で、市外の保育所等の入所を希望する場合

受付場所	P.6「3. 申込受付について①」にある受付場所のとおり
受付期間	希望する保育所等がある市区町村が設定する締切日の1週間前まで ※小田原市から希望先市区町村に郵送しますので、余裕をもって提出してください。 ※市区町村によって、申込み事由等が異なりますので、事前に、希望する保育所等がある市区町村の保育担当課に、「申込みが可能か」「申込締切日」「必要書類」「受入年齢」など必要事項を確認してください。
必要書類	小田原市様式の申込書および添付書類一式と、希望先市区町村の指定する書類
選考結果の通知	希望先市区町村での選考後に、小田原市から選考結果の通知をします。
入所後保育料	小田原市の基準により算定。支払先の詳細はP.19「●保育料の支払先」を参照。

※ 申請中に小田原市外へ転出される方については、取下げ書の提出が必要です。転出先の自治体より改めて入所申込を行ってください。

●小田原市外にお住まいの方で、小田原市内の保育所等の入所を希望する場合

受付場所	申込時点でお住まいの市区町村の保育所等入所申込窓口 ※お住まいの市区町村によっては、申込先の市区町村へ直接申込みの場合があります。事前に、お住まいの市区町村にお問い合わせください。
受付期間	小田原市の設定する締切日（P.6「3. 申込受付について①」）の1週間前まで ※お住まいの市区町村から小田原市に書類が送付されますので、締切日までに書類が届くよう、余裕を持ってお申込みください。
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・お住まいの市区町村で使用する申込書一式（小田原市に転入する場合は、小田原市様式の申込書一式） ・転入に関する同意書 ・小田原市に転入することを証明する書類 （賃貸契約書や不動産売買契約書の写し等、小田原市への転入時期、転入後の住所が記載されているもの） ※提出があると利用選考にあたり小田原市民と同様の選考指数となります。
選考結果の通知	小田原市での選考後に、小田原市からお住まいの市区町村に対して結果を送付します。その後、お住まいの市区町村から保護者あてに結果が通知されます。
転入後手続	小田原市への転入後は、改めて小田原市での申込みをし、支給認定を受ける必要があります。転入後すみやかに行ってください。
入所後保育料	お住まいの市区町村の基準により算定。支払先の詳細はP.19「●保育料の支払先」を参照。

※ 申込時点で、住民登録（住民票）がある自治体から申し込むこととなります

例えば、令和6年4月からの小田原市内の保育所利用を希望しているが、令和5年11月2日（1次申込締切日）の時点では、まだ小田原市外に住民登録があるといった場合には、申込時点で住民登録がある自治体に申込みをしていただくようになります。

申込後に、小田原市に住民登録を移した際には、小田原市民としての申込みの手続きを改めてしていただくようになりますので、保育課までお越しください。

7. 転園の申込みについて

保育所等に既に入所している方で転園を希望される場合の申込方法及び提出書類は、**新規申込みをする場合と同様です**。受付期間（P.6「3. 申込受付について①」）を確認し、書類を提出してください。また、現在通っている保育所等を退所して新規申込みをするのか、転園先が決定するまでは現在の保育所等に通い続けるのかをお伝えください。

8. 申込み後の変更事項について

申込後の変更事項については、速やかに届け出てください。

令和6年4月利用申込みについては、1次は令和5年11月2日までに、2次は令和6年1月19日までにそれぞれ提出されたものが4月の利用選考に反映しております。

令和6年5月～令和7年3月利用申込み以降については、毎月10日（休みの場合は前開庁日）までに提出されたものが翌月の利用選考に反映しております。

変更する内容によって提出する書類等が異なりますのでご注意ください。

利用希望保育所等の変更・兄弟姉妹の利用の優先順位の変更	申込後に利用を希望する保育所等の追加・削除・順番の変更や、兄弟姉妹の利用の優先順位の変更をする場合には、「希望園変更届」を提出してください。
求職中から就労が決定（内定）した場合	就労決定（内定）先の就労証明書をご提出ください。また、保育時間の変更を希望する場合には、あわせて「届出事項変更届」を提出してください。
申込み中に退職したとき	その旨を保育課に届け出してください。また、求職活動をする場合には、その旨も「届出事項変更届」により届け出してください。
申込み中に転職したとき	転職先の就労証明書をご提出ください。
育児休業期間が変更になったとき	変更後の育児休業期間の記載された就労証明書をご提出ください。育児休業期間中に、復職を早めて利用を希望する場合は、就労先に育児休業期間を短縮し復職できるか確認し、その旨を就労証明書に記入する必要があります。
申込み中に妊娠が分かったとき	母子健康手帳の写し（出産（分娩）予定日が記入されているページと、お母様の名前が記載されているページ）をご提出ください。出産予定日の前後8週間の属する月の期間を妊娠・出産事由に変更します。
認可外保育施設を利用している場合	月極めで利用している場合には、「在園証明書」を利用施設に発行してもらい提出してください。
申込みを取り下げの場合	「保育所入所申込取り下げ書」を提出してください。
その他変更事項があったとき	住所・氏名・電話番号の変更、家族構成や家庭状況の変更（結婚・離婚等）、申込児童の待機場所の変更、保育を利用する事由の変更をするときなどは、「届出事項変更届」等により変更の届け出をしてください。また、変更内容によっては、証明書類等、別途書類の提出が必要な場合がございます。

9. 保育コンシェルジュ相談について

保育コンシェルジュとは、保護者のニーズにあった保育サービスのアドバイスなどを行う、保育士資格を持った専門相談員です。

保育所等の入所相談のほか、保育サービスに係るさまざまな情報をお伝えします。

- ※ 庁外施設へ出張相談により外出中の場合や、ほかの相談者の対応中の場合があるため、ご相談を希望の際は、事前にお電話でのご予約をお願いします。

【相談日時】	【相談場所】	【電話番号】
平日 9:00～12:00 13:00～17:00	小田原市役所 5階(赤通路) 保育課 窓口	0465-33-1451

【令和6年4月1次申込受付期間中の対応について】

1次申込の受付期間中は、お問い合わせが増えるため、ご相談の予約が取りづらくなります。可能な限り、受付期間より前にご予約の上、ご相談ください。

- ※ 受付期間については、P.6「3. 申込受付について ①」をご確認ください。



10. 申込書の記載例

申込書は1～3ページまでが記入項目です。
(4ページ目は記入不要)

(第1号様式) 令和6年度新規利用
子どものための教育・保育給付認定申請書(2・3)
兼保育所等利用申込書(保育児童台帳)

申込書の記載例

6

「代表保護者」は通知等の宛名になる保護者です。(父母どちらでも可)

係書類を添えて次のと
調査等のため、住民記
録親族等からも同意を
入れてご回答ください

申込者 (保護者)	住所	〒250 小田原市荻窪300番地			
	(変更した場合)	〒			
	フリガナ	【代表】保護者 続柄:(母)		保護者 続柄:(父)	
	氏名	オダワラ 梅子		オダワラ 太郎	
	個人番号	1111111111111111		2222222222222222	
	生年月日	1994年1月23日(29歳)		1995年5月1日(30歳)	
電話番号	連絡先①	090-XXXX-0000	連絡先②	080-XXXX-	電話番号は①～③に、優先順位の 高い順に記入してください。
(※優先順)	[父・母]	その他()	[父]	母・その他()	

申込児童	児童氏名及び個人番号	生年月日	年齢※	性別
	オダワラ サブロウ	2022年	1	<input checked="" type="checkbox"/> 男
	小田原 三郎	7月21日	歳	<input type="checkbox"/> 女
	4444444444444444			

年齢は今現在ではなく、
令和6年4月1日
時点の年齢です。

希望期間	希望開始月	令和6年4月から利用希望
	希望保育時間	<input checked="" type="checkbox"/> 保育標準時間 <input type="checkbox"/> 保育短時間 (おま)

希望開始月とは、入所したい月です。
その月が申込可能な年齢か必ず確認しましょう。

希望する 保育所等	第1希望	〇〇保育園	見学の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 済	第4希望	□□□保育園	見学の有無	<input type="checkbox"/> 未
	第2希望	▲▲▲保育園	見学の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 済	第5希望	●●●保育園	見学の有無	<input type="checkbox"/> 未
	第3希望	×××保育園	見学の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 済	第6希望		見学の有無	<input type="checkbox"/> 未

希望は6園まで。
入園可能な年齢か必ず確認
してから記入しましょう。

父母・申込児童 以外の家庭構成	児童との続柄	家族氏名	生年月日	年齢※	
	兄	オダワラ ジロウ	2020年8月8日	3	
		小田原 次郎			
	祖父	オダワラ クロマツ	1970年9月9日	53	55555555555555
		小田原 くろまつ			
	祖母	オダワラ ウメ	1970年7月7日	53	66666666666666
	小田原 梅				

父母・申込児童以外の同居している方
をご記入ください。
(親族ではない同居人も含みます。)

該当する項目にチェックで回答し、施設名等にも記入してください。

申込児童の保育状況について	<input checked="" type="checkbox"/> 家庭で保育中 ⇒	<input type="checkbox"/> 保護者	<input checked="" type="checkbox"/> 父方祖父母	<input type="checkbox"/> 母方祖父母	<input type="checkbox"/> 職場
		<input type="checkbox"/> その他親類など()			
	<input type="checkbox"/> 一時保育を利用中 (60時間以上利用予定) ※保育所等や認可外保育施設など	利用施設名			
	<input type="checkbox"/> 認可外保育施設を月極めで利用中 ※別途「在園証明書」をご提出ください	利用施設名			
	<input type="checkbox"/> 幼稚園やその他の託児施設を利用中	利用施設名			
<input type="checkbox"/> 保育所等を利用中	利用施設名				
	<input type="checkbox"/> 利用したまま申込希望 (転園希望)				
	<input type="checkbox"/> ____年__月末に退所して申込み ⇒ ※別途「保育の実施解除申請書」をご提出ください				

申込児の兄弟姉妹について	申込児童以外の 小学校入学前の 兄弟姉妹について	<input type="checkbox"/> 兄弟姉妹はいない
		<input type="checkbox"/> 家庭で保育中 (<input type="checkbox"/> 保護者 <input type="checkbox"/> 父方祖父母 <input type="checkbox"/> 母方祖父母 <input type="checkbox"/> その他())
		<input checked="" type="checkbox"/> 保育所等や幼稚園、託児施設を利用中
		<input type="checkbox"/> 一時保育を利用中
		<input type="checkbox"/> 認可外保育施設を月極めで利用中 ※別途「在園証明書」をご提出ください
	上記で利用している施設名: 〇〇保育園	
	兄弟姉妹で併せて 申込みする場合	<input type="checkbox"/> 同じ月に同じ施設を利用希望
<input type="checkbox"/> 同じ月に利用できれば、希望している施設の中で別々の施設になっても良い		
<input type="checkbox"/> 同じ月に利用できなくても良いが、同じ施設を希望 <input type="checkbox"/> 年齢が上の子優先(※) <input type="checkbox"/> 年齢が下の子優先(※)		

兄弟姉妹で申込時は必ず記入し、同じ区分を選択してください。

家庭状況について	母親の妊娠について	<input checked="" type="checkbox"/> 現在、妊娠していない	<input type="checkbox"/> 現在、妊娠している	<input type="checkbox"/> 該当なし
	生活保護について	<input checked="" type="checkbox"/> 利用していない		
		<input type="checkbox"/> 利用している ⇒ ____年__月__日から利用中		
		<input type="checkbox"/> 申請中 ⇒ ____年__月__日に申請		
	ひとり親等について	<input checked="" type="checkbox"/> 該当なし	<input type="checkbox"/> 離別	<input type="checkbox"/> 里親
	<input type="checkbox"/> 未婚	<input type="checkbox"/> 離婚前提別居	<input type="checkbox"/> 単身赴任	
	<input type="checkbox"/> 死別	<input type="checkbox"/> 離婚訴訟・調停中	<input type="checkbox"/> 拘留中	
	相手方の現住所	<input type="checkbox"/> 同居	<input type="checkbox"/> 市内	<input type="checkbox"/> 市外() <input type="checkbox"/> 不明
同居家族内の障がい者等 について (※申)	<input checked="" type="checkbox"/> 該当なし	<input type="checkbox"/> 障害者手帳等が交付されている ⇒ 手帳等の写しを添付してください。 (<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 精神障害者手帳 <input type="checkbox"/> 療育手帳)		
	<input type="checkbox"/> 該当あり	<input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当の支給対象児童がいる ⇒ 受給者証の写しを添付してください。		

該当する状況によっては、添付書類が別途必要になりますのでご注意ください。

父母それぞれの状況について回答してください。
(ひとり親の場合はどちらかの記入のみ)

		父親の状況	母親の状況	
1月1日 住所について	令和5年1月1日時点の住民票上の住所	<input checked="" type="checkbox"/> 小田原市 <input type="checkbox"/> 市外(市町村名:)	<input type="checkbox"/> 小田原市 <input checked="" type="checkbox"/> 市外(市町村名: 平塚市)	
	令和6年1月1日時点の住民票上の住所	<input checked="" type="checkbox"/> 小田原市 <input type="checkbox"/> 市外(市町村名:)	<input checked="" type="checkbox"/> 小田原市 <input type="checkbox"/> 市外(市町村名:)	
祖父母について	<input type="checkbox"/> 別居 ⇒ 下記に祖父母の氏名・住所を記入してください。		<input type="checkbox"/> 別居 ⇒ 下記に祖父母の氏名・住所を記入してください。	
	<input checked="" type="checkbox"/> 同居	<input type="checkbox"/> 二世帯住宅	<input type="checkbox"/> 二世帯住宅	
		<input type="checkbox"/> 同一敷地だが別々の建物 ※1	<input type="checkbox"/> 同一敷地だが別々の建物 ※1	
		<input type="checkbox"/> 同じマンション・アパートで別々の号・室 ※2	<input type="checkbox"/> 同じマンション・アパートで別々の号・室 ※2	
※1…「二世帯住宅の図面の写し」を提出してください。 ※2…「敷地内の建物の配置図」を提出してください。		※1…「二世帯住宅の図面の写し」を提出してください。 ※2…「敷地内の建物の配置図」を提出してください。		
祖父	氏名(同居の場合は記載不要)	住所(同居や死別・所在不明の場合は記載不要)	氏名(同居の場合は記載不要)	住所(同居や死別・所在不明の場合は記載不要)
祖母				
			保育 一男	<input type="checkbox"/> 所在不明 <input checked="" type="checkbox"/> 死別
			保育 二子	平塚市浅間町〇〇-X <input type="checkbox"/> 所在不明 <input type="checkbox"/> 死別

* 各要件によって提出書類が異なりますので、必ず別冊「保育所等利用の手引き」及び「保育所等利用申込にかかる誓約書」をご確認ください。

保育要件について	就労	<input checked="" type="checkbox"/> 就労中 <input type="checkbox"/> 就労先が内定 <input type="checkbox"/> 育児休業中	<input type="checkbox"/> 就労中 <input type="checkbox"/> 就労先が内定 <input checked="" type="checkbox"/> 育児休業中
		【就労開始日】: 2018年4月1日 から	【就労開始日】: 2019年4月1日 から
		【就労先名】: (株式会社 ▲▲〇〇) ⇒ 親族が経営して (<input type="checkbox"/> いる <input checked="" type="checkbox"/> いない)	【就労先名】: (● X 商事) ⇒ 親族が経営して (<input type="checkbox"/> いる <input checked="" type="checkbox"/> いない)
		【就労先住所】: (南足柄市和田河原〇-X-△)	【就労先住所】: (小田原市国府津〇-●-▲)
		【就労形態】 ※就労証明書等の提出が必要です。 <input checked="" type="checkbox"/> 正社員 <input type="checkbox"/> 自営 <input type="checkbox"/> パート・アルバイト <input type="checkbox"/> 内職 <input type="checkbox"/> 派遣社員 <input type="checkbox"/> その他 () (<input type="checkbox"/> 保育士として勤務 / <input type="checkbox"/> 看護師として勤務)	【就労形態】 ※就労証明書等の提出が必要です。 <input checked="" type="checkbox"/> 正社員 <input type="checkbox"/> 自営 <input type="checkbox"/> パート・アルバイト <input type="checkbox"/> 内職 <input type="checkbox"/> 派遣社員 <input type="checkbox"/> その他 () (<input type="checkbox"/> 保育士として勤務 / <input type="checkbox"/> 看護師として勤務)
		【就労日数】: 1か月 22 日 勤務	【就労日数】: 1か月 20 日 勤務
	【就労時間】: 1か月 160 時間 勤務(※休憩含む)	【就労時間】: 1か月 140 時間 勤務(※休憩含む)	
	求職中	<input type="checkbox"/> 現在、採用面接を受ける等就職活動中 <input type="checkbox"/> 保育所入所後に就職活動予定	<input type="checkbox"/> 現在、採用面接を受ける等就職活動中 <input type="checkbox"/> 保育所入所後に就職活動予定
	出産	<input type="checkbox"/> 現在、採用面接を受ける等就職活動中 <input type="checkbox"/> 保育所入所後に就職活動予定	<input type="checkbox"/> 産前または産後8週間に該当 【出産(予定)日】: _____年____月____日 ※ 出産予定の場合、母子手帳の写しを提出してください。
	疾病(※)	<input type="checkbox"/> 病気・けが <input checked="" type="checkbox"/> 障がい (身体・精神・療育 3 級) 療養状況: <input type="checkbox"/> 長期入院 <input type="checkbox"/> 短期入院 <input type="checkbox"/> 通院・自宅療養	<input type="checkbox"/> 病気・けが <input type="checkbox"/> 障がい (身体・精神・療育 _____ 級) 療養状況: <input type="checkbox"/> 長期入院 <input type="checkbox"/> 短期入院 <input type="checkbox"/> 通院・自宅療養
看護(介護)対象者()	看護(介護)対象者() 続柄: () 同居・別居	看護(介護)対象者() 続柄: () 同居・別居	
その他	<input type="checkbox"/> 災害の復旧 <input type="checkbox"/> その他 () ※ 必要な書類についてはお問い合わせください。	<input type="checkbox"/> 災害の復旧 <input type="checkbox"/> その他 () ※ 必要な書類についてはお問い合わせください。	

保育要件については、父母それぞれすべて該当する項目を記入してください。(複数可)
保育要件を確認できる書類の提出がない場合は、書類不備となります。
※必要な提出書類については、P7~8「4.「保育を必要とする事由」を証明する書類」をご覧ください。

11. 個人番号（マイナンバー）の記入と本人確認について

● 申込書への個人番号（マイナンバー）記入のお願い

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）」の施行に伴い、支給認定申請に係る手続きには個人番号（マイナンバー）の記入と本人確認等の手続きが必要となります。

申込書の1ページ目にある以下の項目にそれぞれ個人番号（マイナンバー）の記入欄がありますので、該当する方全員の個人番号を記入してください。

- ① 申込者（保護者）
- ② 申込児童
- ③ 父母・申込児童以外の家庭構成（親族ではない同居人も含む）

● 保育課窓口で申込書を提出の際は、本人確認（番号確認・身元確認）が必要です。

個人番号（マイナンバー）を記載した申込書を提出する場合、なりすましなどを防止するため、個人番号が正しい番号であることの確認（番号確認）と、番号の正しい持ち主であることの確認（身元確認）を行います。

≪本人確認に必要な書類等≫

本人確認には次の書類等を窓口で提示していただきます。

➤ 番号確認書類（次のうちの1つ・コピー不可）

- ・個人番号カード（マイナンバーカード）
- ・個人番号通知カード
- ・住民票の写し又は住民票記載事項証明書（個人番号が記載されたもの）

➤ 身元確認書類

顔写真付きの公的証明書（1つ必要・コピー不可）

- ・個人番号カード（マイナンバーカード）
- ・運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降に交付されたもの）
- ・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳
- ・旅券（パスポート）、在留カード、特別永住者証明書
- ・官公署から発行・発給された書類その他これに類する書類であって氏名・住所もしくは生年月日が記載され写真の表示等の措置が施されているもの

顔写真なしの公的証明書（2つ必要・コピー不可）

- ・公的医療保険の被保険者証、介護保険被保険者証、国家公務員共済又は地方公務員共済の組合員証、私立学校教職員共済の加入者証、国民年金手帳
- ・児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書
- ・その他官公署等から発行された書類であって氏名・住所もしくは生年月日が記載されているもの

- ※ 個人番号カード（マイナンバーカード）のみの提示で、番号確認と身元確認が可能です。
- ※ 本人確認書類は必ず原本をお持ちください。
- ※ 窓口に来られる方が代理人（申請者とは別の方）の場合は、別途「委任状」の提出が必要となります。（「委任状」の様式指定は特にございません）

12. 入所申込に関するよくあるご質問（Q&A）について

Q1. 昨年見学に行った施設も見学に行く必要がありますか？

A：それぞれの園では、毎年度保育内容を見直し、より良い保育を目指しているため、前年と状況が変わっていることもあります。このため、見学が必要かどうかは希望される保育所等へ確認をお願いします。（見学の必要性については、P.2「②保育所等の見学について」をご覧ください。）

Q2. 申込書の提出は市内各タウンセンターの住民窓口などでも可能ですか？

A：できません。直接保育課窓口へ提出いただくか、または郵送のみとなります。なお、郵送される場合は、必着となりますので提出期限にご注意ください。また、郵送事故等は補償できませんので、配達記録の残る方法をお願いします。（受付期間などについてはP.6「3.申込受付について」をご覧ください。）

Q3. 保育要件を確認する書類が未提出または不備の場合は選考の対象外となりますか？

A：選考の対象となります。ただし、書類が未提出や不備の場合、選考指数が減点されてしまうので、予めご了承ください。（必要な提出書類については、P.7～8「4.必要な提出書類について」をご覧ください。）

Q4. 就労証明書は以前に提出したものや前もって準備したものを利用することは可能ですか？

A：就労証明書の有効期限は、証明日から3ヶ月以内です。これを過ぎた場合は無効となります。また、新年度の申込の場合、様式に変更が生じる場合があるため、原則として年度ごとに決められた様式による就労証明書の提出が必要となります。（旧様式による提出は無効となり、不備と同等の扱いになります。）

Q5. 市外に住んでいますが、小田原市の保育所等を申込みすることは可能ですか？

A：可能です。申込については、お住いの自治体窓口で行うため、期限（原則、小田原市の申込期日の1週間前まで）や提出書類等に注意して余裕を持ってお申込みください。なお、小田原市民を優先するという観点から、市外在住の方のお申込みは指数に減点がつきます。ただし、入所月に小田原市に転入予定であることを証明する書類を提出いただくことで市民と同様の取り扱いになります。（詳しくはP.10「6.市外からの申込み・市外の保育所等への申込みについて」をご覧ください。）

Q6. 現在、保育園に通っていますが、別の園に申込みすることは可能ですか？

A：転園の申込が可能です。その場合、まだ保育園の決まっていない方の申込に比べ、指数が低くなりますのでご承知おきください。ただし、転職や引っ越し、兄弟姉妹で同じ保育園を希望する場合などについては、通常の転園に比べ、指数が高くなる場合があります。転園先に内定が決まった場合は、今通っている保育園は退園となります。

Q7. 保育園の空き状況を教えてもらえますか？

A：小田原市では、申込受付締切後、選考判定の直前となる日まで各保育所等の受入児童数が分からないため、空き状況をお伝えすることはできません。前月の入所結果集計表（市のHPにも掲載）などを参考にしてください。

Q8. 育児休業からの復帰が条件で入所決定した場合、いつまでに復帰すれば良いですか？

A：入所月の翌月14日までの復帰が条件となります。また、4月の入所決定時には復職証明書の提出が必須となります。復職証明書の提出がない場合、入所月の翌月末で退園となりますのでご注意ください。なお、兄弟姉妹の申込で一方のみが入所決定した場合でも職場復帰しなければなりません。

Q9. 選考結果はいつどのように届きますか？

A：例年、4月1次選考結果は前年12月下旬頃、4月2次選考結果は当年2月下旬頃です。また、5月～翌年3月の各月の選考結果は、入所月の前月20日頃に保育課より結果通知を通知します。（詳しくはP.9「②選考の結果・通知」をご覧ください。）

【入所後とその他保育サービス等について】

13. 保育所等の入所後について

●お子様が保育所等に慣れるまでの短縮保育（ならし保育）について

利用開始直後は、お子様のストレスを少なくするため、保育所等に慣れるまで短い時間の保育（ならし保育）を行い、徐々に通常の保育時間にしていきます。このため、就労等で利用される方は、保育時間にご注意ください。なお、ならし保育の期間は、お子様の状況や保育所等によって異なるため、事前に相談しておきましょう。

●家庭状況等の変更に伴う報告について

利用中に、以下に示すような家庭状況に変更があった場合は、速やかに保育課及び在園している施設に変更事項を届け出るようにしてください。

主な家庭状況の変更理由	提出書類
住所・氏名・電話番号等に変更があった場合	「届出事項変更届出書」
妊娠が分かった場合（※1）	母子手帳の写し、「届出事項変更届出書」
結婚、離婚等の家庭状況に変更があった場合	「届出事項変更届出書」
保護者が就労先を辞め、「求職中」となった場合	「届出事項変更届出書」
保護者が就労先を辞め、転職等により就労先が変更になった場合	新しい勤務先（転職先）の「就労証明書」
求職中に就労先が決定した場合（※2）や育児休業中に下の子の入所が決定し、職場復帰する場合など、保育時間（保育短時間⇄保育標準時間）の変更が必要となった場合	「届出事項変更届出書」 ※就労先の決定時や勤務時間帯の変更が生じる場合は、あわせて「就労証明書」が必要です。
保護者の都合等により退園する場合	「保育の実施解除申請書」

※1…母子健康手帳の写し（出産予定日が記入されているページと、お母様の名前が記載されているページ）をご提出ください。出産予定日の前後8週間の属する月の期間を妊娠・出産事由に変更します。引き続き育児休業を取得する場合には、育児休業期間の記載された就労証明書を提出してください。育児休業中の保育時間は、保育短時間となります。また、出産事由中に父親が育児休業を取得する場合も保育短時間となります。

※2…就労決定（内定）先の就労証明書を提出してください。また、保育時間の変更を希望する場合には、別途「届出事項変更届出書」を提出していただく必要があります。

●長期欠席について

原則として、家庭の事情等により1か月以上の長期欠席をする場合は、退所していただくこととなりますのでご了承ください。なお、1か月に満たない欠席の場合は、各保育所等へ理由を申告するようお願いいたします。

●退所・市外への転出について

家庭の事情や市外への転出等により保育所等を退所する場合は、退所する月の15日頃までに「保育の実施解除申請書」に必要事項を記入の上、保育課又は各保育所等へ提出するようにしてください。「保育の実施解除申請書」の提出が遅れると、翌月の保育料を支払っていただくこととなりますのでご了承ください。

なお、市外へ転出し、引き続き同じ保育所等を利用したい場合は、転出先の市町村で手続きが必要となりますので事前にご相談ください。

●翌年度継続利用申込について

例年12月頃に、入所保育所等を通じて、翌年度の保育所等の継続利用を希望する方には継続利用申込書を提出していただきます。その際に、保育を必要とする事由が確認できる書類もあわせて提出していただきます。

●生計を一にする子ども

就学・療養などの理由により別居しているが、生活費学資金・療養費などの送金が行われているなどの「生計を一にする子」がいる場合には、世帯の市民税額所得割額に応じて、保育料の軽減が適用される場合があります。軽減にあたり届出が必要となりますので、保育課へお問い合わせください。

●在宅障がい児（者）のいる世帯の場合

在宅障がい児（者）のいる世帯（次の者がいる世帯）については、世帯の市民税額所得割額に応じて、保育料が軽減となる場合があります。軽減にあたり手帳等の写しの提出が必要になりますので、入所申込みの際に添付してください。

- ・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳の交付を受けた者
- ・特別児童扶養手当の支給対象児童
- ・国民年金の障害基礎年金の受給者その他適当な者

●祖父母と同居している世帯の場合

対象年(度)の父母の収入に対して賦課される市民税が非課税の世帯については、国からの指導により、生活保護費に準じた本市独自の基準を設け、基準未満の収入の世帯について、同居の祖父母がいる場合、祖父母分の税額による保育料算定を行うこととさせていただいております。

●保育料の支払先

利用する施設によって、支払先が次のように異なります。

	利用施設	支払先
小田原市にお住まいの方	小田原市内の認可保育所（公立・民間）	小田原市
	市外の認可保育所（民間）	
	市外の認可保育所（公立）	保育所のある市区町村（またはその保育所）
	小規模保育事業（市内・市外・公立・民間） 認定こども園（市内・市外・公立・民間）	利用施設に直接
市外にお住まいで小田原市内の施設を利用する方	小田原市内の認可保育所（民間）	お住まいの市区町村
	小田原市内の認可保育所（公立）	小田原市（またはその保育所）
	小田原市内の小規模保育事業（民間）	利用施設に直接
	小田原市内の認定こども園（民間）	

●保育料の納付方法について

小田原市にお住まいの方で小田原市が支払先となる保育料は、原則口座振替でのお支払いとなります。「小田原市納付金口座振替依頼書兼変更・解約届」に必要事項をご記入の上、金融機関で登録手続きをしてください。登録用紙は、市内各金融機関又は小田原市保育課にございます。なお、振替日は毎月末です。

小田原市ホームページからもダウンロードできますが、この場合は保育課にご提出ください。

登録は、保育所を利用する児童ごとに必要です。

口座振替のお申込みをいただいてから、開始までに約 40～60 日程度かかります。

口座振替の手続が完了していない方や、都合により口座振替の手続きができない方につきましては、毎月 15 日以降に保育所経由でお渡しする納入通知書兼領収証書でお支払いください。

※ 市外の民間保育所に通園されている場合は、郵送にてご自宅に送付させていただきます。

利用可能金融機関	横浜銀行 スルガ銀行 りそな銀行 静岡銀行 静岡中央銀行 さがみ信用金庫 中南信用金庫 中央労働金庫 小田原第一信用組合 かながわ西湘農業協同組合 ゆうちよ銀行（郵便局を含む） みずほ銀行（※） 三井住友銀行（※） （※）口座振替のみ
利用できるスマートフォン決済アプリ	・ PayPay ・ LINE Pay ・ はま Pay ・ ゆうちよ Pay

※ 保育料をスマートフォン決済アプリでお支払いいただく場合、手数料はかかりませんが、通信料は自己負担となります。

15. その他の保育サービスについて

●一時保育事業について（※全ての保育所で行っているわけではありません）

通常の保育所等の利用とは別に、保護者の方が、「就労」「就学」「通院」「買い物」「息抜き」「冠婚葬祭」などの理由で、日中にお子様を一時的に保育所等に預けることができるサービスを行っている保育所等があります。保育所等に直接申込みし、施設側が受入可能であれば利用できるサービスです。一時保育事業の利用を希望する方は、各施設へ直接お問い合わせください。なお、利用にあたっては各施設で定めた利用料金が掛かります。実施施設は、P26～27 小田原市内施設一覧表の「一時」の欄をご覧ください。

●小田原市内の認可外保育施設について

小田原市内にある認可外保育施設で、一般の方の利用が可能な施設として次の施設があります。申込方法、保育料金、保育可能年齢、保育時間などは各施設に直接お問い合わせください。

施設名	住所	電話
ぎんが邑「ママちゃんHOUSE」	曾我光海8-3	42-3063
Nursery May	鴨宮811-1アーバンステージ 202号室	20-4226
ダイナシティ保育園 ※	中里208 ダイナシティ ウエスト4F	44-4366
バンビーノハウス ※	栄町2-12-10	21-2115
クーピーガーデン ※	栄町2-13-3 セルアー・ジュ小田原銀座通り2F	46-8780
ナーサリーとみず ※	飯田岡92-1	46-6964
ミナカ小田原 てんしの森保育園※	栄町1-1-15 ミナカ小田原4F	22-1212
ママズマイル小田原鴨宮店	成田500-9	050-8883-0574
マナマーレ保育園	中町3-11-33	33-6677

※ 国の助成制度（企業主導型保育事業）を活用し、設置された保育施設になります。

●病児・病後児保育サービスについて

病気中や病気回復期で集団保育が困難なお子様を、専用の保育室で看護師等がお預かりすることにより、お子様にとって無理のない環境で保育するサービスを行っている施設があります。利用するには市または施設へ事前登録が必要です。（※詳しい内容は、保育課へご連絡ください。）

【病児保育サービス】

施設名	住所	利用定員	開所時間	休園日	TEL
					FAX
医療法人横田小児科医院 病児保育室「JAMBO!」	小田原市北ノ窪514-1 (横田小児科医院隣)	6名	月曜日～金曜日 午前7時30分～午後5時30分	土日祝日、年末年始 医療機関の臨時の休診日	34-6000
					34-1115
小田原駅前病児保育 ファイン・おだわら	小田原市栄町1-5-17 ヘルスケアタワー小田原6階	3名	月曜日～金曜日 午前8時30分～午後6時30分	土日祝日、年末年始 医療機関の臨時の休診日	27-2929
					27-3899
マナマーレ保育園	小田原市中町3-11-33	6名	月曜日～土曜日 午前8時00分～午後6時00分	日曜祝日、年末年始 医療機関の臨時の休診日	33-6677
					20-8257

【病後児保育サービス】

施設名	住所	利用定員	開所時間	休園日	TEL
					FAX
宗教法人城前寺 城前寺保育園病後 児保育室「らっこ組」	小田原市曾我光海20-1 2階(下曾我駅曾我病院側ロータリー)	4名	月曜日～金曜日 午前7時30分～午後5時30分	土日祝日、年末年始 城前寺保育園行事に伴う休園日	42-6354
					42-6354
社会福祉法人宝安寺 社会事業部 病後児保育室 ほうあんりすのもり	小田原市浜町1-3-8 (小田原愛児園園舎内)	4名	月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時30分	土日祝日、年末年始 小田原愛児園・小田原乳児園 行事に伴う休園日	080-4371-1900
					22-3524

16. 幼児教育・保育の無償化について

認可外保育施設等を利用される保護者様へのお知らせ

幼児教育・保育の無償化の実施について

- 認可外保育施設等も無償化の対象
- 無償化希望者は保育課に電話連絡

問い合わせ先

小田原市保育課 電話：33-1451

令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が全国的に実施されております。

3歳児クラス以上の幼稚園や保育所等の基本保育料が無償となるほか、保育の必要性のある方については、認可外保育施設等の利用料も無償となる場合があります。なお、無償化されるためには、新たな「子育てのための施設等利用給付認定」を取得する必要がありますので希望者は保育課にご連絡ください。

認可外保育施設等の無償化対象・内容

【対象者】

子どもの年齢（4月1日時点）	対象者	給付（無償化）上限額
3～5歳	全員	37,000円まで
0～2歳	住民税非課税世帯のみ ※	42,000円まで

※4月～8月分までは前年度の住民税、9月～3月分は当年度の住民税で判断

【無償化の条件】

条件①	条件②
無償化を希望する期間中に、市が定める「 <u>保育の必要性の事由</u> 」に該当すること。	次の施設に入所していないこと。 ●認可保育所 ●地域型保育事業 ●企業主導型保育 ●認定こども園（保育部）

【対象施設・サービス】 入園料、実費（通園送迎費、食材料費、行事費など）は対象外

対象施設・サービス ※	備考
認可外保育施設	・月極め利用、一時利用、いずれも対象 ・事業所内にある託児施設やベビーシッターも対象
一時預かり事業	
病児・病後児保育事業	・送迎に要する費用は対象外
ファミリー・サポート・センター	・援助を行う会員が①緊急救命講習②事故防止に関する講習を受講していること。 ・送迎のみの利用は対象外

※最終的に、市で無償化対象施設であると確認できたものに限られます。

「企業主導型保育」については、標準的な利用料が無償化されません。ただし、企業主導型保育の施設に入所している場合、その他のサービスの利用については、無償化の対象外となります。無償化の対応は、施設が直接行うこととなりますので、施設にお問い合わせください。

認可外保育施設等の無償化の手続き

①「子育てのための施設等利用給付認定」を取得	■保育所等の利用申込中の方は、申請書の提出は不要です。 ■申込み後に希望する場合は保育課へご連絡ください。 ■現在の状況を聞き取り、認定対象となる方に認定通知を送付します。
②施設等を利用	■領収書や提供証明書などを取得したら保管しておく。
③市に給付請求	■別途、市から給付請求の案内をしますので、受付期間中に市に請求書などを提出します。 ■市で審査して、給付金を指定口座に振り込みます。

幼稚園や認定こども園の幼稚園部に在籍する子どもの預かり保育については、在園施設から案内が配布されています。

認可外保育施設等以外の無償化について

幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する子どもたち

【対象者・利用料】

- 幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの全ての子どもたちの利用料が無償化されます。
- 幼稚園については、月額上限 25,700円です。
- 無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。
(注) 幼稚園と認定こども園の幼稚部については、入園できる時期に合わせて、満3歳から無償化します。
- 通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。
(注) ただし、年収360万円未満相当世帯の子どもたちと全ての世帯の第3子以降の子どもたちについては、副食(おかず・おやつ等)の費用が免除されます。
- 子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園については、無償化となるための認定や市町村によって償還払いの手続きが必要な場合がありますので、保育課へご確認ください。
- 0歳から2歳までの子どもたちについては、住民税非課税世帯を対象として利用料が無償化されます。
- さらに、子供が2人以上の世帯の負担軽減の観点から、現行制度を継続し、保育所等を利用する最年長の子供を第1子とカウントして、0歳から2歳までの第2子は半額、第3子以降は無償となります。
(注) 年収360万円未満相当世帯については、第1子の年齢は問いません。

【対象となる施設・事業】

- 幼稚園、保育所、認定こども園に加え、地域型保育、企業主導型保育事業(標準的な利用料)も同様に無償化の対象とされます。
(注) 地域型保育とは、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育を指します。

幼稚園の預かり保育を利用する子どもたち

【対象者・利用料】

- 無償化の対象となるためには、市から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。
(注) 原則、通われている幼稚園を経由しての申請となります。「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件(認可保育所の利用と同等の要件)です。
(注) 認可保育所等の申込みを行っている場合には、「みなし確認」により申請が不要となる場合がありますので、保育課にお問い合わせください。
- 幼稚園の利用に加え、利用日数に応じて、最大月額 11,300円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化されます。

就学前の障害児の発達支援を利用する子どもたちについても、3歳から5歳までの利用料が無償化されます。

17. 市民税額の見方について

保護者の方の**市民税額**の所得割額を合算した額で保育料の階層が決定されます。(次ページの階層表を参照)
 この場合における所得割額は、「税額控除前の所得割額」から「調整控除額(例: 1,500円)」を引いた額が算定額となります。所得割額が課税されていない場合は、均等割額が課税されているかを確認します。

※実際にお支払いになる納税額とは異なる場合があります。

※**配当控除、外国税額控除、住宅借入金等特別控除、ふるさと納税などの市町村等に対する寄付金控除等の税額控除の適用前の金額**となります。

(1) 主に給与所得者の方の例【給与から住民税を引かれている方(特別徴収税額の決定の方)】

例年6月頃に勤務先から配布される「令和●●年度給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)」の市民税額の欄をご覧ください。(通知書の様式は市区町村によって異なる場合があります。)

令和 年度 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)																																																	
所得	<table border="1"> <tr> <td>給与収入</td> <td></td> <td>主たる給与以外</td> <td></td> </tr> <tr> <td>給与所得</td> <td></td> <td>所得区分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の所得計</td> <td></td> <td>所得区分</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>総所得金額①</td> <td></td> </tr> </table>	給与収入		主たる給与以外		給与所得		所得区分		その他の所得計		所得区分				総所得金額①																																	
給与収入		主たる給与以外																																															
給与所得		所得区分																																															
その他の所得計		所得区分																																															
		総所得金額①																																															
所得控除	<table border="1"> <tr> <td>雑損</td> <td></td> <td>障・寡・勤</td> <td></td> </tr> <tr> <td>医療費</td> <td></td> <td>配偶者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>社会保険料</td> <td></td> <td>配偶者特別</td> <td></td> </tr> <tr> <td>小規模企業共済</td> <td></td> <td>扶養</td> <td></td> </tr> <tr> <td>生命保険料</td> <td></td> <td>基礎</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地震保険料</td> <td></td> <td>所得控除合計②</td> <td></td> </tr> </table>	雑損		障・寡・勤		医療費		配偶者		社会保険料		配偶者特別		小規模企業共済		扶養		生命保険料		基礎		地震保険料		所得控除合計②																									
雑損		障・寡・勤																																															
医療費		配偶者																																															
社会保険料		配偶者特別																																															
小規模企業共済		扶養																																															
生命保険料		基礎																																															
地震保険料		所得控除合計②																																															
課税標準	<table border="1"> <tr> <td>総所得③</td> <td></td> </tr> <tr> <td>山林所得</td> <td></td> </tr> <tr> <td>分離短期譲渡</td> <td></td> </tr> <tr> <td>分離長期譲渡</td> <td></td> </tr> <tr> <td>株式等の譲渡</td> <td></td> </tr> <tr> <td>上場株式等の配当等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>先物取引</td> <td></td> </tr> </table>	総所得③		山林所得		分離短期譲渡		分離長期譲渡		株式等の譲渡		上場株式等の配当等		先物取引																																			
総所得③																																																	
山林所得																																																	
分離短期譲渡																																																	
分離長期譲渡																																																	
株式等の譲渡																																																	
上場株式等の配当等																																																	
先物取引																																																	
税額	<table border="1"> <tr> <td>市民税</td> <td>税額控除前所得割額④</td> <td>④</td> </tr> <tr> <td></td> <td>税額控除額⑤</td> <td>⑤</td> </tr> <tr> <td></td> <td>所得割額⑥</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>均等割額⑦</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県民税</td> <td>税額控除前所得割額⑧</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>税額控除額⑨</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>所得割額⑩</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>均等割額⑪</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>特別徴収税額⑫</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>控除不足額⑬</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>既充当額⑭</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>既納付額⑮</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>差引納付額⑯(⑮-⑬-⑭)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>変更前税額⑰</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>増減額⑱(⑰-⑮)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>変更月</td> <td></td> </tr> </table>	市民税	税額控除前所得割額④	④		税額控除額⑤	⑤		所得割額⑥			均等割額⑦		県民税	税額控除前所得割額⑧			税額控除額⑨			所得割額⑩			均等割額⑪			特別徴収税額⑫			控除不足額⑬			既充当額⑭			既納付額⑮			差引納付額⑯(⑮-⑬-⑭)			変更前税額⑰			増減額⑱(⑰-⑮)			変更月	
市民税	税額控除前所得割額④	④																																															
	税額控除額⑤	⑤																																															
	所得割額⑥																																																
	均等割額⑦																																																
県民税	税額控除前所得割額⑧																																																
	税額控除額⑨																																																
	所得割額⑩																																																
	均等割額⑪																																																
	特別徴収税額⑫																																																
	控除不足額⑬																																																
	既充当額⑭																																																
	既納付額⑮																																																
	差引納付額⑯(⑮-⑬-⑭)																																																
	変更前税額⑰																																																
	増減額⑱(⑰-⑮)																																																
	変更月																																																

(摘要)
 ○住民税(市民税・県民税)からの住宅借入金等特別税額控除については、「税額控除額⑤」に他の税額控除等と合算して記載しています。詳しくは裏面「⑤税額の計算方法」の(注)2をご覧ください。

④税額控除前所得割額 — 調整控除額 (⑤税額控除額の一部: 例 1,500円) = 保育料算定の基準となる所得割額

※⑤税額控除額には、調整控除額以外の税額控除の金額も含まれています。「調整控除」のみの額については、この通知書の裏面をご確認ください。

(2) 主に事業をなさっている方の例【口座振込や納付書等で住民税を納付している方(普通徴収の方)】

例年6月頃に市から送付される「●●年度 市民税・県民税 納税通知書」の「●●年度 市民税・県民税の課税計算明細書」の市民税額の欄をご覧ください。(通知書の様式は市区町村によって異なる場合があります。)

年度 市民税・県民税の課税計算明細書																																																																																																																										
通知書番号	台帳番号	備考																																																																																																																								
所得	<table border="1"> <tr> <td>営業等・農業</td> <td>円</td> <td>雑損・医療</td> <td>円</td> <td>課税標準額</td> <td>円</td> <td>市民税</td> <td>円</td> <td>県民税</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>不動産</td> <td>円</td> <td>社保・小規模</td> <td>円</td> <td>総所得</td> <td>円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>利子</td> <td>円</td> <td>地震保険料</td> <td>円</td> <td>分離長期</td> <td>円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>配当</td> <td>円</td> <td>生命保険料</td> <td>円</td> <td>分離短期</td> <td>円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>給与</td> <td>円</td> <td>本人障害</td> <td>円</td> <td>山林・株式・先物</td> <td>円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>雑・繰戻・一</td> <td>円</td> <td>扶養障害</td> <td>円</td> <td>調整控除</td> <td>円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>円</td> <td>寡</td> <td>円</td> <td>調整控除</td> <td>円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>分離長期</td> <td>円</td> <td>扶養</td> <td>円</td> <td>税額控除</td> <td>円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>分離短期</td> <td>円</td> <td>配偶者</td> <td>円</td> <td>所得割</td> <td>円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>山林・株式・先物</td> <td>円</td> <td>配偶者特別</td> <td>円</td> <td>均等割</td> <td>円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>繰越損失</td> <td>円</td> <td>基礎</td> <td>円</td> <td>合計</td> <td>円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>控除計</td> <td>円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	営業等・農業	円	雑損・医療	円	課税標準額	円	市民税	円	県民税	円	不動産	円	社保・小規模	円	総所得	円					利子	円	地震保険料	円	分離長期	円					配当	円	生命保険料	円	分離短期	円					給与	円	本人障害	円	山林・株式・先物	円					雑・繰戻・一	円	扶養障害	円	調整控除	円					計	円	寡	円	調整控除	円					分離長期	円	扶養	円	税額控除	円					分離短期	円	配偶者	円	所得割	円					山林・株式・先物	円	配偶者特別	円	均等割	円					繰越損失	円	基礎	円	合計	円							控除計	円							<p>①税額控除前所得割額 — ②調整控除額 = 保育料算定の基準となる所得割額</p>
営業等・農業	円	雑損・医療	円	課税標準額	円	市民税	円	県民税	円																																																																																																																	
不動産	円	社保・小規模	円	総所得	円																																																																																																																					
利子	円	地震保険料	円	分離長期	円																																																																																																																					
配当	円	生命保険料	円	分離短期	円																																																																																																																					
給与	円	本人障害	円	山林・株式・先物	円																																																																																																																					
雑・繰戻・一	円	扶養障害	円	調整控除	円																																																																																																																					
計	円	寡	円	調整控除	円																																																																																																																					
分離長期	円	扶養	円	税額控除	円																																																																																																																					
分離短期	円	配偶者	円	所得割	円																																																																																																																					
山林・株式・先物	円	配偶者特別	円	均等割	円																																																																																																																					
繰越損失	円	基礎	円	合計	円																																																																																																																					
		控除計	円																																																																																																																							
年税額(A) 円	給与からの特別徴収税額(B) 円	年金からの特別徴収税額(C) 円	差引普通徴収税額(A)-(B)-(C) 円	合計	円																																																																																																																					
特徴支払者		年金特別徴収納付額(円)		年金特別徴収納付額(円)																																																																																																																						
年金種類		年4月	円	年4月	円																																																																																																																					
		年6月	円	年6月	円																																																																																																																					
		年8月	円	年8月	円																																																																																																																					
		年10月	円	年10月	円																																																																																																																					
		年12月	円	年12月	円																																																																																																																					
		年2月	円	年2月	円																																																																																																																					
		計	円																																																																																																																							
(納付書で納めていただく税額)		(年金から引落しで納めていただく税額)		(年金から引落しで納めていただく税額)																																																																																																																						

※(1)(2)の両方の通知をもらっている方は、(2)をご覧ください。

令和6年度3号認定月額利用者負担（ひとり親等以外の世帯）

階層区分		3号認定利用者負担（3歳未満）		
		保育標準時間 （11時間）	保育短時間 （8時間）	
A	生活保護法による被保護世帯	0円	0円	
B	A階層を除き市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	非課税世帯	0円	
C1		均等割の額のみ	9,300円 (4,600)	9,100円 (4,500)
C2		10,000円未満	11,400円 (5,700)	11,200円 (5,600)
C3		10,000円以上 48,600円未満	13,000円 (6,500)	12,800円 (6,400)
C4		48,600円以上 57,300円未満	16,000円 (8,000)	15,700円 (7,800)
C5		57,300円以上 67,500円未満	18,500円 (9,200)	18,200円 (9,100)
C6		67,500円以上 77,700円未満	21,500円 (10,700)	21,100円 (10,500)
C7		77,700円以上 87,900円未満	25,500円 (12,700)	25,100円 (12,500)
C8		87,900円以上 97,000円未満	29,500円 (14,700)	29,000円 (14,500)
C9		97,000円以上 123,300円未満	32,500円 (16,200)	31,900円 (15,900)
C10		123,300円以上 148,500円未満	36,000円 (18,000)	35,400円 (17,700)
C11		148,500円以上 169,000円未満	40,000円 (20,000)	39,300円 (19,600)
C12		169,000円以上 224,400円未満	44,000円 (22,000)	43,300円 (21,600)
C13		224,400円以上 266,200円未満	48,000円 (24,000)	47,200円 (23,600)
C14		266,200円以上 301,000円未満	52,000円 (26,000)	51,100円 (25,500)
C15		301,000円以上 349,000円未満	56,000円 (28,000)	55,000円 (27,500)
C16		349,000円以上 397,000円未満	60,000円 (30,000)	59,000円 (29,500)
C17	397,000円以上	64,000円 (32,000)	62,900円 (31,400)	

【C1～C5階層
（所得割が57,700
円未満の世帯に限
る。）】
保護者と生計を一に
する子（年齢上限な
し）のうち、年齢の
高い児童から左の金
額、2人目は半額
（カッコ内の金額）、
3人目以降は0円

【C5～C17階層
（所得割が
57,700円以上の
世帯）】
同一世帯に、「対
象施設（※1）」に
入所または支援を
受けている就学前
児童がいる場合は、
その子のうち年齢
の高い児童から1
人目は左の金額、
2人目は半額
（カッコ内の金
額）、3人目以降
は0円

- ※ 年齢は入所している年度の4月1日時点の年齢で決定します。年度の途中で年齢が変わって、3号認定から2号認定に切り替わっても、その年度内は3号認定の保育料のまま変わりません。
- この表の市民税の額は、4月～8月分保育料については、世帯の前年度の市民税額の年額、9月～
- ※ 3月分保育料については、世帯の当年度市民税額の年額となります。（配当控除、外国税額控除、住宅借入金等特別控除、市町村等に対する寄付金控除等の税額控除の適用はありません。）

※1【対象施設】

- ・認可保育所 ・幼稚園 ・認定こども園 ・地域型保育事業 ・特別支援学校幼稚部
- ・児童心理治療施設 ・児童発達支援 ・医療型児童発達支援 ・企業主導型保育事業

令和6年度3号認定月額利用者負担（ひとり親等に該当する世帯）

階層区分		3号認定利用者負担（3歳未満）	
		保育標準時間 （11時間）	保育短時間 （8時間）
A	生活保護法による被保護世帯	0円	0円
B	A階層を除き市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	0円	0円
C1	均等割の額のみ	4,600円	4,500円
C2	A階層を除き市町村民税の所得割額の区分が次の区分に該当する世帯	10,000円未満	5,700円
C3		10,000円以上 48,600円未満	6,500円
C4		48,600円以上 57,300円未満	8,000円
C5		57,300円以上 67,500円未満	9,000円
C6		67,500円以上 77,101円未満 まで	9,000円
C6~ C17		77,101円以上	ひとり親等以外の世帯の C6~C17階層と同様に算定

【C1~C6階層（所得割が77,101円未満の世帯に限る。）】保護者と生計を一にする子（年齢上限なし）のうち、年齢の高い児童から左の金額、2人目以降は0円

※ 年齢は入所している年度の4月1日時点の年齢で決定します。年度の途中で年齢が変わって、3号認定から2号認定に切り替わっても、その年度内は3号認定の保育料のまま変わりません。

この表の市民税の額は、4月~8月分保育料については、世帯の前年度の市民税額の年額、9月~3月分保育料については、世帯の当年度市民税額の年額となります。（配当控除、外国税額控除、住宅借入金等特別控除、市町村等に対する寄付金控除等の税額控除の適用はありません。）

<ひとり親等世帯とは次の世帯です。>

- ・ひとり親世帯

- ・次の在宅障がい者（児）のいる世帯（保育料の算定にあたり手帳等の写しの提出が必要となります。）

- 身体障害者手帳の交付を受けた者
- 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
- 療育手帳の交付を受けた者
- 特別児童扶養手当の支給対象児童
- 国民年金の障害基礎年金等の受給者

小田原市内保育所一覧表

※掲載事項に変更が生じる場合があります。
令和6年(2024年)4月1日予定

区分	設置主体	施設名	所在地	利用定員	開設時間(短時間保育)	保育年齢	延長	一時	病児	電話番号 FAX番号
公立 保育所	小田原市	下曾我保育園	250-0206 曾我原347	100	7:30 ~ 19:00 (8:30 ~ 16:30) 土曜日は16:00まで	4か月～	○			42-0951 42-0951
	小田原市	曾我保育園	250-0208 下大井104	45	7:30 ~ 19:00 (8:30 ~ 16:30) 土曜日は16:00まで	4か月～	○			42-2852 42-3323
	小田原市	豊川保育園	250-0862 成田654-5	65	7:30 ~ 19:00 (8:30 ~ 16:30) 土曜日は16:00まで	1歳～	○			36-4754 36-4754
	小田原市	早川保育園	250-0021 早川2-3-13	120	7:30 ~ 19:00 (8:30 ~ 16:30) 土曜日は16:00まで	4か月～	○			22-2710 22-2710
	小田原市	桜井保育園	250-0851 曾比2153-2	130	7:30 ~ 19:00 (8:30 ~ 16:30) 土曜日は16:00まで	4か月～	○			36-0710 36-0710
公立 通所型 保育所	社会福祉法人	上府中保育園	250-0215 千代694-1	90	7:00 ~ 19:00 (8:30 ~ 16:30) 土曜日は16:00まで	産休明け～	○			42-1642 42-7720
民間 保育所	社会福祉法人	小田原愛児園	250-0004 浜町1-3-8	260	7:00 ~ 19:00 (9:00 ~ 17:00) 土曜日は17:00まで	2歳～	○	○	○	22-3523 22-3524
	社会福祉法人	小田原乳児園	250-0004 浜町1-2-15	80	7:30 ~ 18:30 (9:00 ~ 17:00) 土曜日は17:00まで	産休明け～1歳		○		22-3736 22-3524
	社会福祉法人	クレシオの森保育園	250-0034 板橋544	70	7:00 ~ 18:30 (8:30 ~ 16:30) 土曜日は16:00まで	3か月～	○			24-1352 22-9915
	一般財団法人	足柄保育園	250-0001 扇町2-17-2	90	7:00 ~ 19:00 (8:30 ~ 16:30) 土曜日は8:30～16:30まで	産休明け～	○			34-2528 32-3770
	社会福祉法人	みゆき愛児園	250-0012 本町4-6-18	60	7:00 ~ 19:00 (8:30 ~ 16:30) 土曜日は17:00まで	産休明け～	○			22-3722 22-3723
	社会福祉法人	中島保育園	250-0005 中町2-13-48	150	7:00 ~ 19:00 (8:30 ~ 16:30) 土曜日は15:00まで	3か月～	○			22-4359 23-3635
	社会福祉法人	久野保育園	250-0055 久野1550	120	7:00 ~ 19:00 (9:00 ~ 17:00) 土曜日は17:00まで	3か月～	○			35-2253 32-0245
	宗教法人	五百羅漢保育園	250-0001 扇町5-7-35	90	7:30 ~ 19:30 (8:30 ~ 16:30) 土曜日は15:00まで	3か月～	○			34-3247 35-9470
	特定非営利活動法人	螢田愛児園	250-0865 蓮正寺783	50	7:00 ~ 19:00 (7:30 ~ 15:30) 土曜日は15:30まで	6か月～	○			36-1914 37-3923
	社会福祉法人	荻窪保育園	250-0042 荻窪542-5	130	7:00 ~ 19:00 (8:30 ~ 16:30) 土曜日は16:00まで	産休明け～	○			34-4596 34-4596
	社会福祉法人	国府津保育園	256-0812 国府津3-11-25	120	7:00 ~ 19:00 (8:30 ~ 16:30) 土曜日は18:00まで	産休明け～	○	○		47-3355 47-3354
	社会福祉法人	石塚保育園	256-0812 国府津2769	120	7:00 ~ 19:00 (8:30 ~ 16:30) 土曜日は15:00まで	産休明け～	○			47-3367 47-3367
	特定非営利活動法人	さくら保育園	256-0816 酒匂6-6-30	90	7:00 ~ 19:00 (8:30 ~ 16:30) 土曜日は17:00まで	産休明け～	○			47-6611 47-6614
	宗教法人	城前寺保育園 (本園)	250-0206 曾我原230-1	95	7:00 ~ 19:00 (8:00 ~ 16:00) 土曜日は15:30まで	産休明け～	○	○	○	41-4150 41-4649
	宗教法人	城前寺保育園 そが分園	250-0203 曾我岸132	20	7:00 ~ 19:00 (8:00 ~ 16:00) 土曜日は15:30まで	1歳～3歳	○	○		41-1116 41-1126
	社会福祉法人	富水保育園	250-0852 栢山1946	120	7:00 ~ 19:00 (8:00 ~ 16:00) 土曜日は17:30まで	3か月～	○			36-0531 36-0835
	社会福祉法人	西大友保育園 (本園)	250-0212 西大友485-2	90	7:00 ~ 19:00 (8:00 ~ 16:00) 土曜日は8:00～17:30まで	1歳～	○	○		36-4378 36-5660
	社会福祉法人	西大友保育園分園 みらい	250-0212 西大友470-1	20	7:00 ~ 19:00 (8:00 ~ 16:00) 土曜日は8:00～17:30まで	産休明け～1歳	○	○		46-6222 36-5660
	社会福祉法人	下府中保育園	250-0872 中里184-6	80	7:00 ~ 19:00 (8:30 ~ 16:30) 土曜日は16:00まで	産休明け～	○			47-8294 48-3430
	社会福祉法人	春光保育園	250-0874 鴨宮444	150	7:00 ~ 18:30 (8:30 ~ 16:30) 土曜日は16:30まで	7か月～	○	○		48-5162 48-7164
	社会福祉法人	報徳保育園	250-0852 栢山880	100	7:00 ~ 19:00 (8:30 ~ 16:30) 土曜日は18:00まで	3か月～	○	※1		36-0272 36-1619
	社会福祉法人	たんぼぼ保育園	250-0052 府川139-2	70	7:00 ~ 19:00 (8:30 ~ 16:30) 土曜日は8:00～16:45	産休明け～	○			35-6505 35-5854
	社会福祉法人	桃重保育園	256-0815 小八幡4-1-13	90	7:00 ~ 19:00 (8:30 ~ 16:30) 土曜日は18:00まで	産休明け～	○	○		48-6770 48-6777
一般財団法人	南鴨宮あい心園 (本園)	250-0875 南鴨宮3-48-12	29	7:00 ~ 20:00 (8:30 ~ 16:30) 土曜日も同じ	3歳～	○			49-3550 49-3550	
一般財団法人	南鴨宮あい心園駅前分園	250-0875 南鴨宮3-48-7	24	7:00 ~ 20:00 (8:30 ~ 16:30) 土曜日も同じ	5か月～2歳	○			42-9357 42-9358	
株式会社	お花畑保育園	250-0875 南鴨宮3-23-24	30	7:30 ~ 18:30 (8:00 ~ 16:00) 土曜日は8:00～18:00	6か月～				46-0872 46-0873	
株式会社	保育園 大地	250-0853 堀之内458	45	7:30 ~ 19:00 (9:00 ~ 17:00) 土曜日は8:30～15:00まで	10か月～	○			37-4619 37-4635	
株式会社	保育園 大空	250-0852 栢山3602-4	45	7:30 ~ 19:00 (8:30 ~ 16:30) 土曜日は8:30～16:00まで	10か月～	○			25-5564 87-7959	

※ 利用可能時間は、各保育所の開設時間の範囲内で、基本的に11時間(標準時間)または8時間(短時間)の利用となります。実際の登園・降園の時間や延長保育の実施時間については各保育所にお問合せください。

※1 報徳保育園の一時預かりについては施設にお問い合わせください。

小田原市内認定こども園、小規模保育事業一覧表

※掲載事項に変更が生じる場合があります。

令和6年(2024年)4月1日予定

区分	設置主体	施設名	所在地	利用定員	開設時間(短時間保育)	保育年齢	延長	一時	病児	電話番号	
										FAX番号	
認定こども園	社会福祉法人	小田原みどり学園 (保育部)	250-0005 中町1-15-11	30	8:00 ~ 18:00 (8:00 ~ 16:00) 土曜日は13:00まで	1歳~				20-5918 20-5919	
	特定非営利活動法人	こひつじ学園 (保育部)	250-0854 飯田岡336	15	7:00 ~ 18:00 (9:00 ~ 17:00) 土曜日は14:00まで	3歳~				36-1789 36-7386	
	特定非営利活動法人	未来っ子幼児教育センター (保育部)	250-0875 南鴨宮1-5-40	65	7:30 ~ 18:30 (8:30 ~ 16:30) 土曜日は8:00~13:00	1歳~				47-0319 47-0688	
	社会福祉法人	山王保育園 (保育部)	250-0003 東町1-30-30	100	7:00 ~ 19:00 (8:30 ~ 16:30) 土曜日は16:00まで	産休明け~	○	○		34-0380 35-4911	
	学校法人	花園幼稚園 (保育部)	250-0013 南町2-2-45	20	8:00 ~ 18:00 (8:30 ~ 16:30) 土曜日は開所しない	2歳~				22-8702 22-8702	

※ここに示した利用定員以外に教育利用の利用定員を設定しています。

※小田原市内の認定こども園は、民間のみです。

※利用可能時間は、各園の開設時間の範囲内で、基本的に11時間(標準時間)または8時間(短時間)の利用となります。実際の登園・降園の時間や延長保育の実施時間については各園にお問合せください。

令和6年(2024年)4月1日予定

区分	設置主体	施設名	所在地	利用定員	開設時間(短時間保育)	保育年齢	延長	一時	病児	電話番号	
										FAX番号	
小規模保育事業	個人	矢作愛児園 【連携先: さくら保育園】	250-0873 矢作17-9	19	7:00 ~ 19:00 (9:00 ~ 17:00) 土曜日は16:00まで	産休明け~2歳	○			48-4144 48-5543	
	株式会社	育みの家カンガルー栄町第1 【連携先】 小田原愛児園 新玉幼稚園 ※各施設の受入枠定員有	250-0011 栄町2-5-28	11	7:00 ~ 19:00 (8:00 ~ 16:00) 土曜日は7:30~18:00	産休明け~2歳	○			23-1024 46-9656	
	社会福祉法人	アミッチ保育園 【連携先: 下府中保育園】	250-0872 中里183-8	19	7:00 ~ 19:00 (8:30 ~ 16:30) 土曜日は16:00まで	産休明け~2歳	○			43-9226 43-9226	
	社会福祉法人	たんぼぼの家 【連携先】 たんぼぼ保育園 こひつじ学園 ※各施設の受入枠定員有	250-0854 飯田岡454	19	7:00 ~ 18:00 (8:30 ~ 16:30) 土曜日は8:00~16:45	産休明け~2歳				39-2010 39-2011	
	株式会社	保育所モナミ桑原園 【連携先: 豊川保育園】	250-0862 成田794-2	19	7:00 ~ 19:00 (7:00 ~ 15:00) 土曜日も同じ	産休明け~2歳	○			43-7799 43-7799	
	有限会社	ぎんがむら保育園しろやま 【連携先】 みゆき愛児園 中島保育園 狹達保育園 ※各施設の受入枠定員有	250-0045 城山3-3-8	19	7:00 ~ 19:00 (8:30 ~ 16:30) 土曜日は18:00まで	4か月~2歳	○			44-4215 44-4690	
	株式会社	サンライズキッズ保育園 小田原園 【連携先】 桜井保育園 報徳保育園 富水保育園 保育園大地 ※各施設の受入枠定員有	250-0851 曾比1755-1	19	7:00 ~ 19:00 (9:00 ~ 17:00) 土曜日は18:00まで	産休明け~2歳	○	○		050-5807-2229 20-3901	
	株式会社	保育所モナミ蓮正寺園 【連携先】 友愛幼稚園 保育園大地 ※各施設の受入枠定員有	250-0865 蓮正寺103-5	19	7:00 ~ 19:00 (7:00 ~ 15:00) 土曜日は18:00まで	産休明け~2歳	○	○		44-4600 44-4563	
	特定非営利活動法人	おだわら・もあな保育園 【連携先】 下府我保育園 国府津保育園 石塚保育園 桃壺保育園 ※各施設の受入枠定員有	256-0812 国府津2-4-4	9	7:30 ~ 19:00 (8:30 ~ 16:30) 土曜日は18:00まで	1歳~2歳	○			42-9990 42-9990	
	株式会社	育みの家カンガルー久野第2 【連携先: 久野保育園】	250-0055 久野860	19	7:00 ~ 19:00 (8:00 ~ 16:00) 土曜日は7:30~18:00	産休明け~2歳	○	○		46-9215 46-9216	
	特定非営利活動法人	豊川すずらん保育園 【連携先: 豊川保育園】	250-0862 成田646-3	19	7:30 ~ 19:00 (8:30 ~ 16:30) 土曜日は18:30まで	4か月~2歳	○	○		87-5625 87-5294	
	有限会社	ぎんがむら保育園オダワラソダチ 【連携先】 久野保育園 御瀬幼稚園 ※各施設の受入枠定員有	250-0045 城山1-6-32	19	7:30 ~ 19:00 (8:30 ~ 16:30) 土曜日は18:00まで	4か月~2歳	○			59-0887 59-0887	
	株式会社	エンジェルキッズ鴨宮園 【連携先】 さくら保育園 お花畑保育園 ※各施設の受入枠定員有	250-0875 南鴨宮3-22-9	19	7:00 ~ 19:00 (8:30 ~ 16:30) 土曜日は18:00まで	6か月~2歳	○	○		20-7677 20-7677	

※小田原市内の小規模保育事業は、民間のみです。

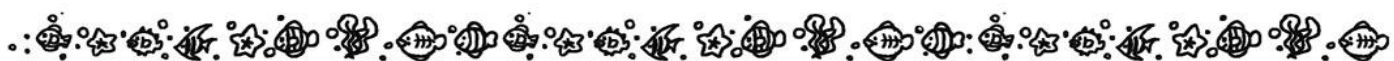
※利用可能時間は、各施設の開設時間の範囲内で、基本的に11時間(標準時間)または8時間(短時間)の利用となります。実際の登園・降園の時間や延長保育の実施時間については各施設にお問合せください。

※保育年齢クラス終了後は、それぞれの連携先に入所することができます。

※育みの家カンガルー栄町第1、たんぼぼの家、サンライズキッズ保育園小田原園、保育所モナミ蓮正寺園、おだわら・もあな保育園、ぎんがむら保育園しろやま及びオダワラソダチ、エンジェルキッズ鴨宮園の連携先については、連携先ごとに受入枠の定員があるため、定員を上回る希望がある場合は、改めて入所選考を行い、連携先を決定いたします。



保育園の申込みに悩んだら、
保育コンシェルジュさんに
相談してみよう！



問い合わせ先（郵送先）

〒250-8555 小田原市荻窪 300 番地
小田原市子ども若者部 保育課 保育係（小田原市役所 5 階）
TEL：0465-33-1451 FAX：0465-33-1456

保育コンシェルジュへの相談

【相談日時】平日 9：00～12：00／13：00～17：00

【相談場所・電話番号】上記問い合わせ先と同じ

※ 事前にお電話でのご予約をお願いします。（詳しくは P.11 をご覧ください）

